

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	平成26年10月15日(水) 15時30分～17時40分
■場 所	小田急仙台ビル 3階 会議室4
■出席委員	持田委員、永幡委員、風間委員、小森委員、松木委員、溝田委員、松八重委員、安井委員、山崎委員、山田委員、山本委員、横山委員
■欠席委員	武山委員、三上委員、山口委員
■事務局	佐藤環境部長、瀧澤環境企画課長、菊地環境対策課長、田中環境都市推進課長、環境調整係
■審議	仙台医療センター建替等整備計画環境影響評価準備書について
■報告	仙台市荒井南土地区画整理事業環境影響評価事後調査報告書（第1回）（案）について
■事業者1	独立行政法人 国立病院機構 仙台医療センター
■事業者2	仙台市荒井南土地区画整理組合
事務局	<p>【次第1 開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査会成立報告
事務局	<p>【次第2 資料確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料確認
持田会長	<p>【次第3 審議】</p> <p>《公開・非公開の確認》</p> <p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息場所に関する事項があれば非公開とする。</p> <p style="text-align: right;">→（各委員了承）</p> <p>議事録署名 横山委員に依頼</p> <p style="text-align: right;">→（横山委員了承）</p> <p>それでは審議に入る。</p>
持田会長	<p>審議事項1は「仙台医療センター建替等整備計画環境影響評価準備書について」である。前回の審査会以降の指摘事項等に対する事業者の対応方針等を示していただき、さらに答申案についてご議論いただきたい。</p> <p>それでは前回以降の指摘事項等についてのご説明をお願いする。</p> <p>(資料1-1について説明。)</p> <p>ただいまの説明に対して、委員の皆様からご質問、ご意見などお願いする。</p>
事業者1 持田会長 横山委員	<p>蝶の誘引を図る植栽計画を検討したのは大変結構だが、今回新たに選定されたクスノキとタブノキは、仙台にはあまりいないアオスジアゲハの食樹である。全くいいわけではないが、わざわざ稀な蝶の食樹を植えて誘引するというはどういった意味があるのか疑問であり、これでアゲハチョウ科が</p>

	誘引できると記載するのは少し言いすぎだ。
事業者 1 持田会長	確かに、誘引という記載は強すぎる感じはある。 アオスジアゲハが余りいないのならば、仙台市にいるアゲハを誘引するよう木を変えればいいのではないか。
事業者 1 横山委員	クスノキとタブノキは、植栽としては残しておきたい。 前回の審査会でも同じ議論になったと思うが、この程度の配慮であれば、わざわざ蝶を誘引するとの記載をしなくても良い。吸蜜木だけ記述すればいいのではないか。
事業者 1 持田会長	承知した。表現方法について再検討する。 興味深い話があるので、できれば文句がつかない記述にしていただきたい。他にないか。
永幡委員	ヘリコプターの騒音に関し、個別に説明会をするのは難しいだろうが、一番影響が大きくなると思われる地域の方々に対しては、特に重点的に「あなたの住んでいる地域は、騒音の影響が大きい事が予想されるので、説明会になるべく来てください」ということをきちんと呼びかけてもらいたい。 あと、資料の32、33ページに住民説明会の資料例が示されているが、騒音のみの説明となっている。ヘリコプターに関しては低周波も同じく問題になるので、低周波についてもこれぐらいわかりやすい資料をつくってほしい。
	また、恐らく予測地点5番のマンションの騒音は、階によって随分大きさが違う。そのため、縦方向に騒音レベルが違うことがわかる図を示してあげると理解し易い。予想以上に心配する人が出るのも困るが、他方一番影響が大きくなる人たちが自分のところは大丈夫だと勝手に思い込むのも困るので、その辺は工夫してほしい。
事業者 1 永幡委員	ヘリコプターの騒音予測は、高さ1.2メートルと各予測地点の建物等の最高階に相当する高さで予測している。その結果を整理する形で進めたいが、それで差支えないか。
持田会長 事務局	それで差支えない。 他にないか。それでは事務局より答申案の説明をお願いしたい。 (資料1-2について説明。)
持田会長	ただいま説明された答申案に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。
山崎委員	(5) の水循環に関し、「ゲリラ豪雨」という表現が気になる。「ゲリラ豪雨」という言葉はマスコミ用語であり、一般で使用されていない。ただ「豪雨」と書くだけでいいのではないか。
小森委員	(7) の植物に関し、先ほどの議論を踏まえ、植栽によって積極的に蝶を

	誘引するという話ではなくなっているので、もう少し表現を和らげた方が良いのではないか。
持田会長	蝶を誘引するというのは、もともとの設計コンセプトの中に入っていたのか。審査のプロセスの中で出てきたのか。
事業者1	準備書8. 13-25ページにおいて、新植木の選定として蝶が好む樹種を選定する旨を記載していた。
持田会長	これを受け、審査会で蝶を誘引するのであればもう少し樹種等を検討した方が良いという議論になった。そして今回示された計画では蝶を誘引するというのは言いすぎではないかという意見であった。審査会として、蝶を誘引するため一層の配慮をしなさいという意見とするか、もう蝶の誘引という意見を出さないか、あるいは、もう少し後退させた意見とするかである。
松木委員	新たにチョウの誘引木にふさわしい樹木に変更することは、今の段階ではもう難しいのか。
事業者1	残念ながら、難しい。
松木委員	ここまで検討したがなかなか難しいということであれば、余り審査会の意見として前面に出すことはできないと思う。
環境部長	審査会としては、蝶の誘引の是非を議論するのではなく、事業者の計画には蝶を誘引するための一定の配慮が見られるが、そのような配慮をするというのであればより効果的な方策を講じるべきだというお考えのもと議論して頂いてきた。今回、植栽によって積極的に蝶を誘引するという話ではなくなっているということであれば、「より効果的に蝶を誘引するため」という記述を外し、また、事業者より提案があった樹種では、食樹としてもあまり適切ではないというご意見もあったので、食樹への配慮という記述も外し、「蝶を誘引するための一定の配慮が見られるが、その蝶の生息環境などを十分に考慮した植栽計画にすべきだ」といった趣旨の記述として、審査会におけるこれまでの議論の経過を答申に残すということはありうると思う。
持田会長	そうすると、「より効果的に蝶を誘引するため」という記述を外してしまうということでおろしいか。横山委員の意見を伺いたい。
横山委員	環境部長のご提案だと「蝶を誘引するための一定の配慮が見られるが、蝶の生育環境等を考慮して、植栽計画を検討するよう求めるべきである」となるが、「植栽計画」という言葉をより適切な言葉に置き換えることはできないか。例えば、「蝶の生息環境などを考慮した植生計画、あるいは管理計画を検討するよう求めるべき」は如何か。
小森委員	管理計画というのは具体的には、例えば殺虫剤をまくのを控えるとかいったことを意味するのか。
横山委員	管理計画には、除草剤をどのように使うかということもあるが、それ以外

	に物理的な除草をどのようにするかということもある。事業者の説明では、シロツメクサを使うという話もあったが、ただ植えるだけではなくて、植えたもの、または、非意図的に入って来たものをどのように管理するのかということを含めた計画とすべきではないかという意味である。
持田会長	溝田委員の意見を伺いたい。
溝田委員	アオスジアゲハに関しては、仙台にはあまりいないというご意見もあったが、私が所属する宮教大の中にクスノキとタブノキがあり、毎年来てはいる。しかし、海岸沿いにタブノキがまとまって生えているようなところで見られるように乱舞する程多くの蝶が集まるということは期待できない。本来であれば一番数が多い普通のアゲハチョウやクロアゲハを誘引の対象とするのが簡単だとは思うが、その場合はサンショウ、カラスザンショウ、ユズなどのミカンの仲間が食樹となる。しかしこれらの樹には棘があるので、植栽することは病院の安全管理上難しいという話もあるかと思う。アゲハチョウにこだわらなければ、今回ミヤギノハギを植栽すると示している。ミヤギノハギは仙台市や宮城県の花にもなっており、様々な蝶が好むので、それを重点的に植えて頂きたい。あとはもともと計画地内にある蝶の食草や食樹をなるべく残して頂きたい。答申に関しては、先ほど横山委員が言われたとおりで良いと思う。
安井委員	(9) の動物のバードストライクに関し、「建物の高さが変わることなどを考慮し」とあるが、「開口部が大きく、使用するガラスが Low-E ペアガラス（低放射複層ガラス）であることなどを考慮し」と追加してはいかがか。Low-E ペアガラスは、通常の窓ガラスに比べて格段に反射率が高くなり、青空をきれいに映し出してしまう、いわゆる鏡状のガラスである。
持田会長	確かに、開口面積が大きく、Low-E ペアガラスを使用することにより、バードストライクの危険性は高まるので、追記した方が良い。
永幡委員	(1) の騒音に関し、「近隣住民に対して情報をわかりやすく確実に伝え」とあるが、低周波の情報についても同じく近隣住民に伝えて頂きたい。
事務局	ご指摘の点について、「また、近隣の住民等に対して、低周波音の影響と合わせて分かりやすい情報を確実に伝え」とすることによろしいか。
永幡委員	それで差支えない。
持田会長	ほかに意見はないか。では、改めて文章を確認する。
事務局	では、(1) の騒音に関して、2段落目は「また、近隣の住民等に対して、低周波音の影響と合わせて分かりやすい情報を確実に伝え」とする。
風間委員	次に(5)の水循環に関して、「近年のゲリラ豪雨」を「近年の豪雨」とする。「局地的集中豪雨」という言い方もあるが、いかがか。
	計画地という決まった場所における豪雨への配慮を求める意見であるの

	<p>で、「近年の豪雨」で良い。</p> <p>承知した。「近年の豪雨」に修正する。</p> <p>(7) の植物に関して、「新しく植栽する樹種を選定するに当たり、蝶を誘引するための一定の配慮が見られるが、蝶の生息環境等を考慮した植栽計画並びに管理計画を検討するよう求めるべきである。」とする。</p> <p>最後に(9)の動物に関し、「現病院でバードストライクの事例が確認されていないことを根拠として、そのおそれは小さいと予測しているが、建物の高さが変わること、開口部が大きくなること、Low-Eペアガラスを使用することを考慮し」とする。当初はそういったことも含めて「建物の高さが変わること等」としていたが、「今回具体的に記載することとなった。ここに「等」は必要か。</p>
安井委員	<p>「等」は入れておいた方がよい。また、Low-Eペアガラスは、正確には低放射複層ガラスと言う。</p>
事務局 持田会長	<p>「低放射複層ガラスを使用すること等を考慮し」とする。</p> <p>それでは、ほかに。よろしいか。</p> <p>では、本日のご指摘をもとに新しい案を作成していただき、最終的な文面等の調整については私と永幡副会長にお任せ頂くということでよろしいか。</p> <p>→ (各委員了承)</p>
持田会長	<p>次に次第4報告に入る。</p> <p>「仙台市荒井南土地区画整理事業に係る環境影響評価事後調査報告書（第1回）案」について、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>仙台市荒井南土地区画整理事業は、平成24年10月31日に評価書の公告を行った。</p> <p>今回は工事中の環境影響についての事後調査報告書（第1回）の案について事業者より報告いただく。</p> <p>（資料2について説明。）</p>
事業者2 持田会長 山崎委員	<p>ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。</p> <p>大気質について、全体としては適切な環境保全措置がとられていると評価するが、細かい点に関し質問がいくつかある。</p> <p>粉じんの影響に係る調査として、116ページに七郷測定局の風向・風速データを整理して粉じんが生じる風力階級4以上の出現頻度を確認したとあるが、この階級以上の風が生じた時に実際に七郷測定局では粉じんがどの程度出ていたのか。調査期間中は西寄りの風が多かったということだが、南寄りの事業区域からの風も確認できるので、特に風向との関係に留意しながら、確認して記載してほしい。</p>
事業者2	<p>ご意見を踏まえて検証していきたい。</p>

山崎委員	次に、117ページの表4. 1-23の下に、Calm(静穏)は風速0.4メートル/秒未満と記載されている。通常は、風力階級0である風速0.3メートル/秒未満をCalmとするのではないか。表中において、風力階級1にも関わらず、Calmの出現頻度が3.4%となっており、少し違和感がある。
事業者2	表4. 1-23の七郷測定局の風力階級別風向別出現率については、115ページの表4. 1-21に示したビューフォート風力階級表に基づき、データを整理したものである。一方、元のデータとなる七郷測定局のデータについては、116ページに風配図を示しているが、こちらはCalmを風速0.4メートル/秒以下として整理しており、ご指摘のとおり整合性がとれていなかった。
山崎委員	気象庁では、風速0.3メートル/秒未満を静穏としていたと思う。もしかしたら、測定器の問題などで風速0.4メートル/秒以下は、風向のデータが示されないのかもしれない。そこは確認いただきたい。
事務局	235ページに示されているとおり、このデータは、宮城県の大気汚染常時監視データより引用している。そこでCalmは風速0.4メートル以下/秒として扱っている。
山崎委員	了解した。引用元のデータがそのようになっているのであれば、注釈できちんとその旨の説明を追加頂きたい。
事業者2	承知した。
山崎委員	次に、117ページの4. 1. 3予測結果と調査結果の比較として、5行目に、「車両の搬入台数はおおよそ①市道六丁目荒井東線から120台」という記載がある。一方、118ページの表4. 1-25の中では、①市道六丁目荒井東線の事後調査時の工事用車両台数は240台と示されており、つじつまが合っていないように見受けられる。
事業者2	117ページの後半に示しているが、ご指摘の①市道六丁目荒井東線を通る車両については、搬出車両も120台あるため、合わせて240台となる。
山崎委員	承知した。
持田会長	先ほどの粉じんの話に関連して、119ページの表4. 1-30において、予測結果と調査結果の比較が示されている。ここで、粉じんが出ると予想される風速5.5メートル以上の発生頻度が予測の倍以上になっているのは、たまたまこういう年だったのか、それとも事業の結果によるものか。
事業者2	そこまでの詳細な検証はしていないが、事後調査を行った平成25年というのは比較的台風の直撃が多かった年と記憶しており、その影響も少なからずあるのかなと思う。
持田会長	他に意見はないか。
永幡委員	騒音に関して2点ある。1点目は128ページで、重機の稼動に伴う騒音

	<p>レベルについて、規制基準値は超えていないものの、予測結果と比べて事後調査結果が上回っている。その理由として、区域内で稼働する重機の台数が、予測条件とした台数より多かったことをあげているが、予測時からそれだけ稼動することは予想できなかつたのか。結果的には確かに規制基準値は超えていないものの、きちんと条件を設定して予測しないとフェアではないのではないか。</p>
事業者2	<p>重機の稼動台数が想定より増えた要因の1つとしては、工事の工程計画が変わったことによる。当初は地区内の南側から逐次北に向かって工事を進めるという計画を立てていた。1つの工区が終わってから、次の工区へと進むという計画をし、土砂の搬入も工期の中で均等に行う予定であった。しかしながら、造成開始前に、埋蔵文化財の本発掘調査がちょうど南側で行われることになったこと、また、仙台市の復興公営住宅の建設、あるいは防災集団移転のため、引き渡しの時期を早めなければならないという事情が生じた。そのため、1工区ごとに完成させていくという当初の計画から、早期に土砂を多く搬入し、土工事を先行させてしまうという工事手順へと変更せざるを得なくなってしまった。</p>
永幡委員	<p>もしそのような理由があるのであれば、その旨を正確に記載して頂きたい。もともとの予測条件がいいかげんではないことを示すためにも必要だと思う。</p>
持田会長	<p>評価書の予測条件の段階ではダンプトラックが0台だが、もともとダンプトラックを使う気はなかったということか。</p>
事業者2	<p>使う予定がなかったということではなく、騒音の予測条件として設定した最も騒音影響が大きくなると想定した時点においては、ダンプトラックは稼動していないと想定したという意味である。</p>
永幡委員	<p>ご指摘頂いたとおり、評価書時の前提条件、今回の条件をしっかりと明記した上で報告書を最終版としてまとめたい。</p>
持田会長	<p>次に、254ページから騒音測定結果が示されているが、備考欄に除外音とある。これは具体的にどういう音か。また、実音モニターをして除外音だと確認しているのか。</p>
事業者2	<p>ただ除外しましたと記載があると、都合が悪い音は全部除外したと思われる。除外した理由をきちんと書かないと、信頼性が薄れてしまう。</p>
永幡委員	<p>今は元のデータを持ち合わせていない。どのような音であったのか確認の上、きちんと明記する。</p>
	<p>次に、同じページの表下の注釈について、平均値 L_{Aeq} はパワー平均により算出とあるのは正しいが、平均値 L_{Ax} を算術平均により算出したというのはおかしい。例えば、騒音があるレベル以上になっている時間が5%を占める</p>

事業者2
持田会長
横山委員

場合、そのレベルを L_{A5} という。それを考えると、平均するという考え方方がおかしい。元データを確認して頂き、正しい L_{Ax} を示して頂きたい。

承知した。

では、ほかに意見はないか。

266ページから植物相調査結果の一覧が示されている。例えば267ページのシャリンバイについて、155ページでは夏季調査で確認され、秋季調査で確認されなかったとあるが、ここでは夏季調査に丸がついておらず、秋季調査に丸がついている。また、帰化種については備考欄に帰化があるが、種によっては記載がないものがある。さらに、評価書段階で確認されたが、今回の夏季・秋季調査で確認されなかった種について、備考欄に何らかの記載をして頂きたい。

事業者2
持田会長
山本委員

承知した。

他に意見はないか。

229ページの廃棄物に関し、残土に関する調査結果の記載がない。これは、現在工事途中だからということか。

現在造成工事中であり、プレロードに用いた盛土材は、次の工区に転用しているため、残土の発生はない。最終工区の完成後には、地区外に排出する予定である。

この文章では不十分なので、残土に関しては最終的なところでこういう形で報告するという一文を入れておいたほうが、誤解がないのではないか。

承知した。

他に意見はないか。

水質に関し、実際に沈砂池にどれくらい土砂がたまつたかというデータはあるのか。

沈砂池にたまつた土砂量は計測していない。

沈砂池にたまつた土砂量がわかると、どれくらい下流に土砂が流れたのかが大体わかる。土砂量を量るのはそれほど難しいことではないのでぜひ検討して頂きたい。

浮遊物質量濃度に関し、140ページの表4. 4-6を見ると、予測が64mg/Lである一方、事後調査は最大で120mg/Lと予測の倍近くの値が出ている。この辺は問題ないか。

調査のタイミングにもよると思う。それよりも、沈砂池の堆砂量を確認して、下流にどのくらいの土砂が流れたのか、長期間の積分値を確認することの方が大事だと思う。

現場及び組合とも相談の上で検討させていただきたいと思う。

手続的な問題として少々気になる点だが、環境影響評価の段階では仮設の

	<p>調整池を計画しており、それに対して審査会として議論した。それが、この段階で、計画が変更され、さらには予測の倍以上の値が出ている。こういうことを認めたら何でもありとなってしまう気がするが、手続的にどうなのか。</p>
事務局	<p>事務局においても、計画変更があるのか、また、変更がある場合には、環境影響評価書で示された調査・予測・評価に影響するのかについての情報を事業者よりなるべく早く頂き、必要な情報は早めに審査会に報告するという形にしなければいけないと認識している。</p>
持田会長	<p>報告書の段階で報告すれば良いと思われたかもしれないが、この場合は事前に審査会に報告され、専門の委員のご意見なども聞いた方がよかつたのではないか。本件は、震災直後に実施した環境影響評価であり、震災復興に関連して不確定な要素が多かった案件ではあるが、少々事後での変更が多すぎるという感じがする。</p>
事業者 2	<p>評価書の段階では、仙台市から東部排水路の供用開始までは暫定的に地区内で雨水をためるよう指導があったので、仮設調整池を設ける計画をしていた。その後、仮設調整池設置による組合の負担が過大であったことから、仙台市と協議し、霞目雨水幹線に直接放流しても構わないという結論になった。その結果、組合の事業期間も2年程縮まったところである。ただし、仙台市から、土工事中の濁水の問題があるため沈砂池をつくるよう指導があり、対応して工事を進めてきた。しかしながら、結果として予測値の倍ぐらいの調査結果が出ているため、引き続き対策について検討していきたい。</p>
持田会長	<p>沈砂池の件は、この審査会では今回初めて報告された話であり、そこで風間委員から、事後調査としてはピンポイントである日の浮遊物質濃度を測定するというものではなく、もう少し長期間の様子がわかる沈砂池の堆積量を計測する方がふさわしいというご意見が出た訳である。なるべく意見を踏まえて検討いただきたい。</p>
事業者 2	<p>現場及び組合と対応できるか検討します。</p>
持田会長	<p>もう一つ変更で気になったのが、液状化についてである。これは審査の段階では国の指針がまだ出ていなかったこともあり、これから出される指針をきちんとフォローするべきだということは申し上げたという経緯がある。液状化については、浦安市でも裁判になっている重要な事項であるが、事後調査報告147ページによると液状化については特段の対策はとらないという結論であり、今回初めてそのことが示された。地盤工学がご専門である山口委員は本日ご欠席だが、事前に事後調査報告書を見ていただいているので、委員の意見を事務局からご紹介願う。</p>
事務局	<p>山口先生にご覧いただいて、ご返答をメールでいただいた。大きくまとめると以下の3つである。</p>

持田会長

事業者 2

持田会長

事業者 2

安井委員

事業者 2

持田会長

事業者 2

安井委員

まず、今回のこの事後調査報告書（案）については、土地を造成するという範囲において液状化対策を行わないという判断は理解できるというものである。

次に、この事後調査報告書（案）の基本方針が19ページに書かれてあるが、（1）土地の安全性の確保の2点目の後半部に、「工事中に何らかの支障が確認された場合には、地盤の液状化を防止するため、地層の状況の把握や施工性、経済性などを考慮し、必要に応じて適切な地盤改良対策を講じる」と書いてあるので、その旨きちんと確認していくことでよろしいのではないかという趣旨である。

最後に、一般的には住宅を建てる際には新たな地盤調査を実施してその結果に対応した構造的な対策を行う必要があるが、この場合もそういうことが実施されるのかという質問である。

まず、山口委員の2点目の意見に関し、工事を実施して何か不都合があれば対策をとるのか。

もちろん工事中に何らかの支障があれば、当然対策をとる。

現段階では、146ページの図4.5-6で茶色くなっている部分での液状化が想定されるが、何ら措置を講じないまま宅地として売り出して、あとは建築の側で何とかするようにということか。

図4.5-6で示す茶色の範囲については、当初評価書の時点では、ご承知のように350g a1の水平加速度を用いて予測すると液状化の可能性が懸念された。その後、国の指針が出て、200g a1という水平加速度が示された。また、評価書の時点では用途地域の指定も確定していなかったが、その後の都市計画審議会で、本計画地内はほぼ全域にわたって第一種低層住居専用地域と指定され、戸建ての住宅しか建てられない。新たに示された指針に加え、従来からある戸建て建築物を対象とした小規模建築の基礎構造設計指針においても水平加速度は200g a1とされているので、今回改めて200g a1で予測したところ、液状化しないという予測結果である。

土地を購入する一般の方を含め、この情報は一般に公開されるのか。

この事後報告書自体が公開されるので、このデータも一般に公開される。

土地を購入される方がこの事後調査報告書をわざわざ見ればということであり、業者の方で土地のパンフレットに報告書をつけて出すわけではない。

荒井南地区の中には仙台市の防災集団移転用地及び復興公営住宅もあるため、仙台市には詳細な情報をきちんと提供している。また、保留地を買っていただくハウスメーカーとは定期的に打ち合わせをしており、その際にこの情報はハウスメーカーとも共有している。情報公開は十分だと考えている。

問題は、消費者に伝わるかどうかである。

事業者2	最終消費者がハウスメーカーを通してここまで詳細なデータを見ることは多分ないと思う。ただし、山口委員からの3つ目のご質問にもあったとおり、販売前には新たに宅内の地盤調査（スウェーデン式サウンディング調査）を行う予定であり、その情報については土地の情報として十分に提供する。地耐力に見合った基礎構造の建物を建てていただきたいという意味も含めて情報を提供するつもりだ。ハウスメーカーでも、その件については重要事項説明書の中で説明すると言っている。
安井委員	それであれば安心である。
山田委員	先ほどの沈砂池の問題に関し、3点申し上げる。 1点目は、会長が指摘したように、環境影響評価で審査をしていた計画から大きく変更が生じたのであれば、事前に報告頂くようもう少し丁寧に事務局と調整していただきたかった。 2点目は、140ページに記載の追加の環境保全措置の検討についてである。「濁水の発生を未然に防止するために必要な措置を適宜講じる」とあるが、具体的に何をするのかというのをもう少し明確に記述していただきたい。また、検証結果を読むと、たまたま調査日に強雨があった間の悪いデータであったというような書き方であるが、それならば多数回を取って平均化するようにデータを取るべきである。 最後に、140ページの一番下の、「なお、水質に関する地域住民の方からの苦情はなかった」とあるが、雨の日にわざわざ用水路の濁水を見て意見する人はいないと思うので、この文章は削除したほうが良い。
持田会長	「必要な措置を適宜講じる」ではなく、もう少し具体的に書けるか。
風間委員	ブルーシートをかけるだけでも随分効果はある。
事業者2	今この場での回答はできないが、状況に応じて何らかの措置を講じていくことを考えているので、次回平成26年分として報告する際には何らかの記述ができるようにしていきたい。
持田会長	今後、評価書の内容からの変更があれば、もう少し事前に審査会委員に意見を聞いていただきたい。せっかく議論を重ねたことを変えましたというのでは審査会の意味がなくなるので、その点はよろしく頼みたい。
松八重委員	230ページに廃棄物の発生量が示されているが、廃プラスチックが意外に多く出ている。これは評価書で予測していなかったとあるが、具体的に何が出たのか。
事業者2	具体的に何がどれだけ出たというデータは持ち合わせていないが、地区内に塩ビ管の残骸があったということは聞いているので、恐らくそれだと思う。
松八重委員	状態が悪いものが多く、再資源化率が低かったという記述がある。15立米とそれなりのかさのあるプラスチック固まりであるが、どのような状況で

事業者2	あつたのか。 田んぼの中に水はけを良くするために埋めていた塩ビ管だと思われるが、確答はできない。
松八重委員	再資源化率が60%という点が気になったが、埋まっていたものであったら、多分泥等が付いており、余り受け入れてもらえなかつたという事情であったと思われる。
持田会長	それでは、この件については以上とする。 本日の質問、意見を事後調査報告書の作成にできる限り反映させるように配慮をお願いする。
事務局	【次第5 事務連絡】 ・追加意見の聴取 本日審議した事業について追加意見 10月22日（水）夕方5時まで ・次回審査会 11月28日（水） 13:30～ 予定案件 仙台市高速鉄道東西線建設事業事後調査報告書（第7回）案 都市計画道路川内旗立線整備事業事後調査報告書（第6回）案
事務局	【次第6 その他】 特になし
事務局	【次第7 閉会】 《審査会終了》

平成27年2月3日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名 持田 伸 

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名 松山 利 